

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年11月26日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

鉄道等の公共交通の利用促進プロモーション事業委託業務

(2) 業務の目的

鉄道をはじめとする公共交通の利用促進と新型コロナウイルス感染症等の影響により落ち込んだ交通需要の喚起を図るため、首都圏及び札幌市において、効果的な広報媒体を活用したプロモーションを実施する。

(3) 業務の内容

ア プロモーションの実施方法等

① 実施地域

首都圏及び札幌市（新千歳空港を含む）

※上記に加えて道外の主要都市での実施も可能とする

② 実施内容

(i) 上記地域において、街頭ビジョンやデジタルサイネージ等を活用し、道内鉄道等の利用を促進するための情報発信を行うこと。

(ii) 実施にあたっては道内鉄道等を利用する可能性がある層を明確にし、効果的に訴求できる媒体や場所を選定すること。

(iii) 発信にあたっては当協議会がこれまで作成した素材を活用し、情報発信のための動画を作成すること。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて発信内容を変えられるよう、以下(a)～(c)の動画を作成すること。

(a) 本道の鉄道の魅力を発信するとともに、道内旅行の際には「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」（以下「ぐるっと北海道」という。）の活用を促す動画

(b) 本道の鉄道の魅力を発信する動画

(c) 「新北海道スタイル」に取り組む交通事業者の感染拡大防止のための取組を発信する動画

【参考：当協議会から提供可能なプロモーション素材】

- ・道内鉄道の観光利用促進動画「#じもトレイン」
- ・道内鉄道網の重要性等発信動画「ほっかいどう晴レールプロジェクト」線区紹介動画
- ・観光列車PR動画(ラベンダー編成、ノロッコ号、流氷物語号など)
- ・公共交通の感染拡大防止の取組PRリーフレット
- ・公共交通の感染拡大防止の取組PR動画
- ・ぐるっと北海道公共交通利用促進キャンペーンPR動画
- ・ぐるっと北海道公共交通利用促進キャンペーンPRチラシ など

(iv) 「ぐるっと北海道」実施中の場合は(i)を、感染症拡大等により「ぐるっと北海道」が販売中止となった場合は首都圏及び首都圏以外の道外の主要都市は(ii)を、札幌市内(新千歳空港含む)は(iii)を発信すること。

(v) 感染症拡大等により「ぐるっと北海道」は急遽販売中止となる可能性があることから、急な動画の差し替えなどに対応できる媒体を選定すること。

③ 実施時期

プロモーションは契約締結後、可能な限り速やかに開始し、令和4年2月末まで実施すること。「ぐるっと北海道」による割引券等の販売期限が令和4年2月末までのため

④ その他

プロモーションの実施にあたっては、本協議会で本年度実施している「道内鉄道の観光利用促進動画発信事業」や「交通需要の回復に向けた公共交通利用促進事業」、「本道における鉄道網の重要性等の発信事業」と整合性を図りながらPRを行うこと。

イ プロモーション資材の作成

当協議会から提供する資材を参考に、上記(1)で使用するプロモーション資材を新たに制作しても構わない。

なお、提案するプロモーション資材は、本事業終了後も当協議会で活用可能な内容及び形態のものとする。

ウ 実施報告書の提出

上記ア及びイについて実施結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を納品すること。

(4) 委託期間(契約期間)

契約締結日から令和4年(2022年)3月18日(金)まで

(5) 納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道鉄道活性化協議会事務局(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和3年（2021年）12月6日（月）15：00（必着）
 - イ 提出場所 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山本）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
電話 011-231-4111（内線23-815）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和3年（2021年）11月26日（金）から12月6日（月）まで
- (2) 交付場所
前記3の（1）のイに同じ。
ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、北海道鉄道活性化協議会のホームページからもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。
- (2) 前記（1）の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。
 - ア 提出期限 令和3年（2021年）12月16日（木）15：00（必着）

- イ 提出場所 前記3の(1)のイに同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。(日時、場所は別途通知。)

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね5程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局
(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)
- (3) 電話番号 011-231-4111(内線23-815)

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (4) その他
 - ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
 - エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
 - オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。